

令和３年度青森県立青森東高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 自主・自律の精神を涵養し、創造的な思考力を持った人間を育成する。
- (2) 自他を敬愛し、協調性に富み、責任を重んじ、規律正しい人間を育成する。
- (3) 勤労意欲と実行力を持つ人間を育成する。
- (4) 健康保持の習慣を養い、心身ともに健全な人間を育成する。
- (5) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 本校の運動部活動（１５部）

陸上競技、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、バドミントン、剣道、弓道、テニス、ソフトボール、アーチェリー、硬式野球

3 部活動の運営について

(1) 年間活動計画等の提出

- ア 顧問は年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、４月の運動部編成終了後に提出する。
- イ 顧問は月間活動計画（活動日時、休養日及び大会参加日等）を作成し、前月末までに提出する。
- ウ 顧問は月間活動実績を作成し、翌月初旬までに提出する。

(2) 活動時間

- ア 平日は２時間程度、休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 終了時刻及び下校時刻を厳守する。
 - （平日の終了時刻：１９時００分、完全下校：１９時３０分）
 - （休日の終了時刻：１６時００分、完全下校：１６時３０分）
- ウ 試合時期（ハイシーズン）で、活動時間の延長を希望する場合や合宿を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。

(3) 休養日

- ア 原則、平日は１日以上を休養日とし、週休日においても１日以上を休養日とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。競技種目の特性及び活動場所、活動時期や生徒の競技に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週１日以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で１０４日（平均して週２日）程度の休養日を確保する。
- イ 定期テスト開始日の１週間前からは、活動中止とする。ただし、考査最終日から１週間以内に大会等があり、練習が必要な場合は考査期間の考査実施日以外の日に１時間程度の特別

練習を認める（特別練習許可願を提出）。

（４）大会参加、遠征、合宿の届け出

ア 大会参加、遠征、合宿を実施する場合は必ず保護者に承諾を得たうえで、保護者承諾書を顧問が保管する。

イ 大会参加、遠征を実施する際は、１週間前までに対外競技参加許可願を提出する。

ウ 合宿を実施する際は、１週間前までに合宿届を提出する。

４ 外部指導者について

（１）外部指導者は校長に委嘱された者とする。

（２）部活動顧問は機会をとらえ、外部指導者と話し合い、共通理解を持って部活動の運営に当たることとする。

（３）外部指導者のみの大会・練習試合等の引率はできない。

５ 運動部活動中の安全について

（１）運動部活動中の事故防止については、普段から細心の注意を払い、事故を未然に防ぐことが重要であり、特に次の事項に留意すること。

ア 生徒の日常の健康状態を把握し、健康観察をはじめとする健康管理を的確に行う。

イ 部員の実態に合った無理のない指導計画を作成する。

ウ 施設・設備及び器具・用具の事前点検・整備を励行する。

エ 準備運動や整理運動を十分に行う。

オ 普段から自他の安全に留意して活動できる態度を育成する。

（２）万が一、事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応をとる（危機管理マニュアル参照）。

６ その他

（１）部活動顧問会議（研修会の実施等）について

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。

イ 定期的に部長会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

（２）部費等の取扱いについて

生徒から集めた部費等の取扱いについては適切に管理し、校長に決算報告を提出するとともに、保護者にも報告する。

（３）その他

ア 規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。

イ 顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。

また、定期的に保護者と連絡を取り、報告を行うなど、部活動への理解と協力が得られるよう努める。

令和3年度青森県立青森東高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 自主・自律の精神を涵養し、創造的な思考力を持った人間を育成する。
- (2) 自他を敬愛し、協調性に富み、責任を重んじ、規律正しい人間を育成する。
- (3) 勤労意欲と実行力を持つ人間を育成する。
- (4) 健康保持の習慣を養い、心身ともに健全な人間を育成する。
- (5) 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 本校の文化部（16部）・委員会活動

箏曲、囲碁・将棋、美術、漫画研究、書道、自然科学、JRC、演劇、放送、音楽
写真、茶道、華道、文学、吹奏楽、英語研究同好会、生徒会執行委員会、応援委員会

3 部活動の運営について

(1) 年間活動計画等の提出

- ア 顧問は年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、4月の文化部編成終了後に提出する。
- イ 顧問は月間活動計画（活動日時、休養日及び大会参加日等）を作成し、前月末までに提出する。
- ウ 顧問は月間活動実績を作成し、翌月初旬までに提出する。

(2) 活動時間

- ア 平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 終了時刻及び下校時刻を厳守する。
(平日の終了時刻：19時00分、完全下校：19時30分)
(休日の終了時刻：16時00分、完全下校：16時30分)
- ウ 大会時期（ハイシーズン）で、活動時間の延長を希望する場合や合宿を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。

(3) 休養日

- ア 原則、平日は1日以上を休養日とし、週休日においても1日以上を休養日とする。大会等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。各種目の特性及び活動場所、活動時期や大会・行事等に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。
- イ 定期テスト開始日の1週間前からは、活動中止とする。ただし、考査最終日から1週間以内に大会等があり、練習が必要な場合は考査期間の考査実施日以外の日に1時間程度の特別

練習を認める（特別練習許可願を提出）。

（４）大会参加、遠征、合宿の届け出

ア 大会参加、遠征、合宿を実施する場合は必ず保護者に承諾を得たうえで、保護者承諾書を顧問が保管する。

イ 大会参加、遠征を実施する際は、１週間前までに対外競技参加許可願を提出する。

ウ 合宿を実施する際は、１週間前までに合宿届を提出する。

４ 外部指導者について

（１）外部指導者は校長に委嘱された者とする。

（２）部活動顧問は機会をとらえ、外部指導者と話し合い、共通理解を持って部活動の運営に当たることとする。

（３）外部指導者のみの大会・講習会等の引率はできない。

５ 文化部活動中の安全について

（１）文化部活動中の事故防止については、普段から細心の注意を払い、事故を未然に防ぐことが重要であり、特に次の事項に留意すること。

ア 生徒の日常の健康状態を把握し、健康観察をはじめとする健康管理を的確に行う。

イ 部員の実態に合った無理のない指導計画を作成する。

ウ 施設・設備及び器具・用具の事前点検・整備を励行する。

エ 準備運動や整理運動を十分に行う。

オ 普段から自他の安全に留意して活動できる態度を育成する。

（２）万が一、事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応をとる（危機管理マニュアル参照）。

６ その他

（１）部活動顧問会議（研修会の実施等）について

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。

イ 定期的に部長会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

（２）部費等の取扱いについて

生徒から集めた部費等の取扱いについては適切に管理し、校長に決算報告を提出するとともに、保護者にも報告する。

（３）その他

ア 規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。

イ 顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。

また、定期的に保護者と連絡を取り、報告を行うなど、部活動への理解と協力が得られるよう努める。